

評価項目及び基準	機構自己評価	具体的な対応状況等	委員評価	特記事項 (意見・提言)
<p>1 推進体制・方法</p> <p>(1) 市町村等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>[協議会]</p> <p>①県、市町村、JA、農業会議及び県土地改良事業連合会など関係機関を構成員とする「富山県農地中間管理事業連絡協議会」を開催（1回/年）した他、随時、国方針である「人・農地など関連施策の見直しについて（R3.5.25）」や「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（R4.5.20成立）」に関する情報共有や意見交換を実施した。</p> <p>②農地中間管理事業連絡協議会活動方針を策定し、これに基づき活動を展開（借受目標：1,600ha[新規900ha]）した。 [市町村及び業務委託先19団体]</p> <p>③課題を抱える市町中心に、推進キャラバン等（氷見、上市、魚津、高岡、砺波、立山、南砺）を実施し、農政担当者や農業委員会、農協職員等と、地域の課題や必要な対策について協議したほか、国方針である「人・農地など関連施策の見直しについて（R3.5.25 農林水産省公表）」についての意見徴収を行った。また、市町村の意向を把握するため、適宜アンケートを実施した。 ※現地コーディネーター配置希望、借賃変動型導入希望、原則5年以上の契約期間見直し希望</p> <p>④市町村で集積目標の設定・活動計画の策定を行うとともに、人・農地プランの実質化の進捗状況を注視しながら、事業を着実に推進した。 [県農業会議及び農業委員会]</p> <p>⑤市町村農業委員会、農政担当課職員説明会（5月、1月）や、研修大会等（11月 富山県農業委員会大会、11月上市町農業委員会、3月 魚津市農業委員会）でも事業活用について説明した。</p>	A (5名)	<p>・行政、関係機関との情報共有、意見交換により連携強化に努力している跡が窺える。</p> <p>・課題のある市町村に対し、キャラバンやアンケートを行うなどの取組みは、集積率向上につながるものとして評価できる。</p> <p>・人・農地プランの実質化状況を見ながら事業を推進する点は重要である。</p>
<p>(2) 農業者への周知徹底新規就農者や企業への対応</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>①分かりやすいパンフレット29,000部を作成（7月）し、市・JA等の窓口に設置するとともに、研修会や「農業参入フェア2021（11～12月：東京※、大阪、福岡）」で配布した。※オンライン相談も開設</p> <p>②担い手の機構活用の促進を図るため、「農業法人・企業稲作研修会（12月）」で制度の周知や意見交換を実施し、活用メリット（中間管理事業の活用が各種補助事業の採択要件となることが多いことや、地代支払い事務の一本化等）の理解を促進した。</p>	A (5名)	<p>・事業活用のメリットを明示している点は重要である。今後もメリットが追加されるよう要望してもらいたい。</p> <p>・改正法により、農作業受委託の仲介も機構で可能となることを周知すべきである。</p> <p>・行動制限の多い環境での行動力を評価したい。</p>
<p>(3) 農業者、委託先の負担軽減等への取組み</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>①担い手への期間満了案内の個別送付、農地中間管理システムの改善（地名地番など申込情報の一括編集機能追加他）、業務委託実施計画書・実績報告書等の押印廃止などを行った。</p> <p>②連絡協議会や市町村キャラバン等での市町村等の意見や要望を、農林水産省、北陸農政局の担当者と意見交換（「人・農地など関連施策の見直しについて」の対応に係る課題、担い手へのメリット増、事務負担軽減、など）した。</p> <p>③借受希望者の募集について、1年を通じて実施（毎月募集、翌月ホームページで公表）したほか、登録されている借受希望者に遊休農地の借受希望案内を送付した。</p> <p>④配分時期について、原則4、5、10、11、12、3月の年6回から原則11～7月の年9回とした。</p> <p>⑤個人情報漏洩など不適正事案が生じた場合に、県に報告し必要な指示を仰ぐとともに、評価委員会に報告し評価を受けることなど、事業規程の改正を行った。</p>	A (5名)	<p>・システムの改善、配分時期の増など、問題点に対する改善も顕著である。</p> <p>・若手農業従事者や未来の担い手候補への広報・周知方法（SNS等）を模索してもらいたい。</p>
<p>(4) 基盤整備等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>①令和3年度新規事業の「国営農地整備事業（富山市水橋地区）」「農地中間管理機構関連農地整備事業（富山市町袋地区）」に関連し、関係者との事務打ち合わせを行った。</p> <p>②砺波市農業公社が所管する旧農地利用集積円滑化事業での農地貸借（183.4ha）を、農地中間管理事業に一括して承継した。</p> <p>③所有者等を確知できない耕作放棄地等を解消するため、朝日町、魚津市、富山市の各農業委員会からの申請に基づき、知事による利用権設定の裁定（3件）を行った。</p>	A (5名)	<p>・相応の取組み実績があり評価できる。</p>

<p>2 活動成果</p> <p>A：一定の成果をあげている。 B：あまり成果をあげていない。 C：ほとんど成果をあげていない。</p>	A	<p>①県集積率 ③ 67.8% 全国6位 (② 66.5% 全国6位) 県集積面積 39,351 ha/県耕地面積 58,000 ha</p> <p>②機構転貸面積 ③ 1,176ha (② 1,204ha) ②⑥～③ 10,162 ha</p> <p>③機構寄与度 ③ 15% 全国20位 (② 20% 全国8位) 新規集積面積 ②⑥～③ 21% (全国6位) (②⑥～② 22% 全国5位)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 別添参照 シート2 「活動成果」 </div>	A (5名)	<p>・現時点で公表されている昨年度までの実績は、いずれも全国上位であり評価できる。</p>
<p>3 令和4年度に向けた意向</p> <p>体制・推進方法改善の意向</p> <p>A：妥当である。 C：見直しが必要である。</p>	A	<p>①「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行 (R5.4月見込) を見据え、この具体的な運用についての情報収集を行い、市町村、市町村農業委員会、JA等の関係機関と十分協議しながら、円滑に担い手の農地が集積・集約化されるよう地域の推進体制の強化や新たな担い手の育成の取り組み、農業者への事業に対する理解の促進に努める。</p> <p>②市町村で目標設定、活動計画の策定を行い農用地の集積・集約を着実に推進するとともに、集積率の低い市町村や、基盤整備事業や機構集積協力金の活用などにより担い手への農地利用の集積・集約を進める市町村に対して、重点的に推進キャラバン等を実施する。</p> <p>③大区画ほ場整備、機構関連農地整備事業等を計画している地域については、農林振興センター、市町村、土地改良区等と連携し、担い手への集積・集約化を図る。</p>	A (5名)	<p>・改正法により一層の市町村等の連携が必要となることから、円滑な連携の方法を探ってもらいたい。 (市町村等の事務負担にも配慮してもらいたい)</p> <p>・今後、耕作放棄地や、耕作放棄に繋がりがねない使用貸借(0円契約)、相続未登記地が増加すると考えられ、対策が必要である。</p> <p>・基盤整備が行われている地域でも担い手不足の印象があり、スマート農業活用に期待したい。</p> <p>・若い世代が就農したい、農業に従事したい人が農業をあきらめない制度、システムに期待したい。</p>
<p>4 総合評価</p> <p>A～Cの3段階で評価 A：良好。 B：普通。 C：不十分。</p>	A		A (5名)	<p>概ね良好に実施されている。</p>